

令和3年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月5日(火) 13時30分
2. 場 所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 菊池 二郎
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

		1 件
議案第 64 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	4 件
議案第 65 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	2 件
議案第 66 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	4 件
議案第 67 号	空き家に付属した農地の指定について	1 件
報告第 9 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件
追加議案第 68 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・農業委員会だよりについて
- ・令和 3 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・第 11 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。
 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。
 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。
 こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「14 番、曾我 和彦委員」、「15 番、山内
 裕司委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
 議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程致します。

番号 35、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 61 号、番号 35 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,724 m²」、外
1 筆、計「2,730 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「離農するので、譲受人に売却する」。

譲受人は「農地を購入し、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 248.6a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

「〇〇〇〇」さん、高齢で離農するということで、「〇〇〇〇」さ
んが、規模拡大。夫婦だけで今やっているんですけど、後継者も養子
をもらってやるということなので、一応できるということで、よろし
くお願い致します。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議 長 続きますて、番号 36、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 36 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,226 m²」、3
条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「自分で耕作を行う事ができないので、
譲り渡したい」。譲受人は「所有地の隣接地で、現在借り入れて耕作
している土地なので、購入したい」であります。

譲受人の経営面積は 270.9a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇
〇〇〇」さんは自分で耕作ができないということで、以前から「〇〇
〇〇」さんがこの土地を耕作されておられました。この際、購入して
耕作をしようということです。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 37、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 37 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,939 m²」、外
2 筆、計「4,887 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「後継者である息子に農地を贈与したい」。譲受人は、「後継者として農地を譲り受け、農業経営に精進したい」であります。

譲受人の経営面積は 140.4a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、書いてある通り親子関係です。贈与するにあたって何も問題ないです。それにまた、とても近い身内の方にお話し聞きますと、「〇〇〇〇」さん、熱心に農業をされているとのことです。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 38、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 38 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「186 m²」、外
12 筆、計「9,180 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「後継者である息子に農地を贈与したい」。譲受人は、「後継者として農地を譲り受け、農業経営に精進したい」であります。

譲受人の経営面積は 197.8a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16 番 今、ご説明があったように、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇〇。「〇〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇〇、2 人の関係は親子です。譲受人の「〇〇〇〇〇」さんは今現在、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇とか〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇をされていて、まじめに毎日山に行っておられますので、何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 62 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」番号 5、及び、議案第 63 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」番号 13 は一体利用でありますので、一括審議と致します。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは議案第 62 号、番号 5 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「398 m²」です。

申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「賃貸共同住宅」、転用理由、「申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇であり、利便性も良く、需要が見込まれるため、貸借地と自己所有地とを一体利用し、土地を造成して、賃貸共同住宅を建築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇、〇〇〇〇・〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の 3 ページから 4 ページ、地番地目図及び土地利用計画図をご覧ください。

本申請地のほか、次の議案で説明する 5 条許可申請地の〇〇〇〇、398 m²と〇〇〇〇、393 m²、さらに〇〇〇〇、現況：雑種地 18.70 m²と、〇〇〇〇105.30 m²、あわせて 1,313 m²を一体利用し、賃貸共同住宅用地とする計画となっています。

続いて、議案第 63 号、番号 13 を説明いたします。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「398 m²」、外 1 筆、計「791 m²」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「賃貸共同住宅」、転用理由は、先ほどと同じです。

参考資料の 5 ページから 7 ページ、位置図と地番地目図をご覧ください。

申請地の2筆は、先ほどの説明と同様、都市計画用途地域の「準工業地域」にあり、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、農地法の運用通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料8ページと9ページに、立面図と平面図を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは、5番、13番について一括して説明します。

参考資料3ページの地図を見ながら、先ほど事務局の次長さんから説明があった通りなんですけど、ちょっと付け加える形で説明させていただきたいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、息子さんです。〇〇〇〇、1番西側の同じような畑が3つ並んでおるわけなんですけど、〇〇〇〇が「〇〇〇〇」の元々の畑だったそうです。それで、旦那さんが亡くなって、「〇〇〇〇」さんが相続されております。そして、〇〇〇〇と〇〇〇〇については、平成〇〇年に「〇〇〇〇」さんが購入されております。その3つを一体的に利用する計画です。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第64号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。

番号 62、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 64 号について説明します。

番号 62、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,139 m²」、外 1 筆、計「3,163 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「253.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5 番

売り手の「〇〇〇〇」さん、ずっとこちらで〇〇〇〇されていた方なんですけど、今は〇〇〇〇に住んでおられます。お父さんが農家で、畑を持っておられました。農業はしておりません。「〇〇〇〇」さんは、この土地をあたって作られていたそうです。今度、正式に売買という契約になりました。また、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で若いですし、息子さんが 2,3 年前から会社員辞めて、こちらに戻って農業されております。何も問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、番号 63、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 63、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,062 m²」、外 3 筆、計「5,186 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「119.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 売り手の「〇〇〇〇」さんは、ご夫婦でみかんを作られていたのですが、数年前に奥様にご病気になられて、現在 1 人でみかんを作っています。高齢になり農地を減らしたいということでした。買い手の「〇〇〇〇」さんは、農業に対してとても熱心な方で、息子さんも 4 月に勤めを辞められ、本格的に農業に従事したいということで、「〇〇〇〇」さんの園地を買いたいという事です。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 64、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 64、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「69 m²」、外 1 筆、計「1,089 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「190.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 売り手の「〇〇〇〇」さんなんですが、ご高齢で 20 年近く前から

買い手の「〇〇〇〇」さんが耕作しておりました。最近また体調が悪くなってきたので、もう購入してもらったらということで、話が決まりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 65、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 65、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「808 m²」、外 1 筆、計「1,008 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「228.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。この畑の隣に元々「〇〇〇〇」君の畑がありまして、ちょうど隣同士ということで、以前からこの畑を「〇〇〇〇」君が耕作しておりました。「〇〇〇〇」さんが高齢ということで、もうこの際、農地を手放したいと、他県に住まわれているということもありまして、「〇〇〇〇」君に購入の話がきまして、そのまま話が決まっております。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 168 から 169 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 65 号について説明します。番号 168 から 169 まで一括して説明します。
番号 168、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「294 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「420.3 a」、期間「4 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 169、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「543 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「484.2 a」、期間「9 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 17 番 それでは番号 168・169 を一括して説明します。
両方とも登記簿では「山林」となっております。それで、事務局より 8 月 24 日に要請がありまして、現場を視察しております。この 2 つの畑の「〇〇〇〇」さんの畑ですが、あと 2 つあったんですけど、中山間第 5 期 1 年目ですか、開始に伴って、前の方が 4 ヶ所作られていたんですけど、今回手放すよということを私が農業委員になる前に聞いておりました。去年、「〇〇〇〇」さんから農業委員まだなっていませんよというのに次の方探してくれやというようなことを言われまして、どうしようかと思ひまして、ブロック長会がありましたので、最

初「〇〇〇〇」君に隣1haくらいありますので、ついでにという感覚で作ってくれやと言って了承されておったような形ではずっときとったんですよ。それが、途中でどうゆう訳か2ヵ所になって、「〇〇〇〇」君が入るような形になって、今年の6月にたまたま「〇〇〇〇」さん出会って話をすると、まだ受け手の話が進んでいないということに僕が気付きました、慌てて事務局行って文書の手続とかして、ここまでかかったことについてお詫び申し上げたいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者の2人については、ばりばりのやり手ですので、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、議案第66号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。

番号17から20まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは議案第66号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。

ここで一部訂正がございます。番号20、10ページですが、耕作者の経営面積に記載誤りがありました。訂正分を配布しておりますので、申し訳ありませんが、差し替えの方お願い致します。

それでは、番号17から20について一括して説明します。

番号17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,041㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「135.4a」、期間「7年3ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号18、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「725 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「221a」、期間「7年3ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「195 m²」、外1筆、計「598 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「159a」、期間「7年3ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号20、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,155 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「59.9a」、期間「4年3ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号17から20については「〇〇〇〇」さんの畑を中間管理機構を通した賃貸借の案件です。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、元々お父さんがみかんを作っておられて、「〇〇〇〇」さんは今現在も働きながら山をされているんですけど、急にお父さんが亡くなられて、「〇〇〇〇」さんがどうしようかということで、2丁3反という畑を作っておられて、ちょっと女性1人では無理だろうということで、親族で会議をして、17から20の畑を賃貸借することにしました。

17番の「〇〇〇〇」君ですけど、〇〇〇〇歳。Iターンで〇〇〇〇から来られた方です。ちょうど「〇〇〇〇」さんの畑が隣同士ということで作ってもらうことになりました。

18番の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんとは親戚関係になります。親族会議でもいろいろ相談に乗って、ちょうど息子さんが3、4年前に帰ってこられて、規模拡大したいということもありまして、話が決まっております。

19番の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この畑もちょうど「〇〇〇〇」さんが作っていた畑の隣ということで、話を持って行きました。ちょ

うど、「〇〇〇〇」さんの1番下の娘さんが旦那さんを連れて農家をしたいということで、今年帰ってこられまして、規模拡大したいということで、話が決まっております。

20番の「〇〇〇〇」の分ですけど、ここは将来、〇〇〇〇に渡すための管理を「〇〇〇〇」にやってもらおうということで、〇〇〇〇として管理してもらおうということで話が決まりました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第67号「空き家に付属した農地の指定について」を上程致します。

番号2、事務局の説明を求めます。

事務局 このたび、空き家担当部署から空き家に付属した農地指定申請書が提出されました。

八幡浜市では、平成30年8月より、別段面積の見直しを行い、空き家に付属した農地に限り、1アールから取得可能となっております。

それでは、議案第67号、番号2について説明します。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請地、「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「133㎡」、外1筆、計「376㎡」です。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。

理由としては、適用条件を満たすためであります。

参考資料の10ページから14ページに、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

手続の流れ、適用条件につきましては記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続の流れのとおり、所有する住宅を八

幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思います。

説明は、以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 9月17日に事務局と共に現地調査を実施しておりますので、その結果を報告致します。

対象地の2筆は、〇〇〇〇の農地で、数年前までは、野菜を栽培していたようですが、ここ最近は農作物が栽培されていない遊休農地の状態となっております。

また、この農地は販売する自宅の上の段にあり、付近に耕作している畑もあることから、手入れをすれば家庭菜園として利用に適した農地ではないかと思われま。

よって、農地の現地調査を行った総合意見として、「対象地は農作物が栽培されていない低利用の遊休農地となっている。遊休農地解消のため、総会において空き家に付属した農地として指定すべき農地である」と考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出について」。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第9号について説明します。
番号23、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「69
㎡」、外1筆、計「1,089 ㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第68号「農地法第4条第1項の規
定による許可申請に対する意見について」
番号6、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第68号番号6について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「341 ㎡」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由、「新規就農にあたり、農業
用倉庫がないので、便利のよい申請地に農業経営に必要な農業用倉庫
を新築したい」とのことです。
参考資料の1ページから3ページ、位置図、地番地目図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から南東約400メートル先の市道沿いに位置し
ており、農業振興地域整備計画における農用地等として利用すべき土
地として定められた土地の区域内にある農地であることから、農地区
分は「農用地区域内農地」となり、転用は原則不許可となります。

ただし、この土地は、八幡浜農業振興地域整備計画の変更により、
農業用施設用地に用途区分が変更されていることから、改正通知第2
の1の(1)のアの(イ)のbの例外規定「農振法に規定する農用地
利用計画において指定された用途に供するために行われるものであ
ること」に該当するため、本案件は許可相当となります。

なお、この案件につきましては、3,000 ㎡以下の優良農地に該当す
るため、農地部会において審議しています。

本会議にてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月
の28日に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、
その後、県に進達する運びとなります。

参考資料4ページ、5ページに、配置図等を掲載していますのでご

確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは議案 68 号、番号 6 について説明致します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇をされておりました、定年を 1 年残しながら、早期退職いたしまして、現在農業をされております。

その理由と致しまして、もう 1 年まっていたら、土曜、日曜だけ農業していたら、畑が悪くなってしまうんじゃないかということで、1 年早く早期退職され、今農業にがんばっております。その上で、倉庫が手狭な関係上、新しい倉庫を建てたいというので、倉庫を建てるには、立地条件も良く、場所も適正な所ではありますが、ちょっと面積は広くなりますけど、出入り口がちょっと狭い分、形も広がっておりますが、大変熱心な方で、これから〇〇〇〇の方の山でがんばってもらえると思いますので、農業用倉庫を建設のために許可をお願い致します。

大丈夫だと思います。よろしくお願い致します。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

4 番 それでは農地部会の報告をさせていただきます。

今、事務局から説明がありましたように、農業用地であります、用途変更ということで、可能であろうということで、事務局からの説明でありました。地元委員の説明でもありましたように、〇〇〇〇であるが、1 年前に早期退職をして、とにかくみかんを作りたいという、やはりそういう意欲を持っておられますので、感銘を受けまして、農地部会と致しましても、許可をしてあげて、しっかりとみかんを作ってもらって、地域のために貢献していただきたいという気持ちでございますので、農地部会では認めるということで、させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年10月5日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 曾 我 和 彦

議事録署名人 山 内 裕 司